## 高崎市民間建築物アスベスト含有調査事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト含有調査事業を行う建築物の所有者等に対する補助金の交付を行う事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
  - (1) アスベスト 天然の鉱物繊維であるアクチノライト、アモサイト、アン ソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいう。
  - (2) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト、吹付けロックウールでアスベストの重量が、当該吹付け建築材料の質量の0.1パーセントを超えるものをいう。
  - (3) 含有調査事業 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築 物のアスベストの含有について行う調査をいう。
  - (4) 民間建築物 国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人以 外の者が所有する建築物をいう。

(補助対象建築物)

- 第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次の 各号のいずれにも適合するものでなければならない。
  - (1) 本市の区域内に存する民間建築物。ただし、解体を予定している建築物を除く。
  - (2)過去に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人からこの 要綱と同様の補助金の交付を受けていない建築物

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)は、 次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
  - (1) 前条の規定による補助対象建築物の所有者又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第3条に

規定する区分所有者の団体であること。

- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他地方公共団体が設立し、又は出資等を行っている法人でないこと。
- (3) 同一棟の補助対象建築物について、この要綱による補助金を受けていないこと。

## (補助対象事業)

- 第5条 補助の対象となる事業は、補助対象建築物の含有調査事業で、次の各 号のいずれにも適合するものでなければならない。
  - (1) 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第33条に規定する作業環境測定機関のうちJISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3又はJISA1481-4の仕様に適合する装置及び機器を備える機関が行うものであること。
  - (2) 調査方法は、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有率を測定できる場合を除き、JISA1481-1、JISA1481-2、JISA1481-3又はJISA1481-4に基づくものとする。
  - (3) 調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項、第3項又は第4項に規定する者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、含有調査 事業に要する費用(検体の採取に要する費用を含む。)で、当該事業を実施す る請負者に対して支払う額(消費税を除く。)とする。この場合において、補 助対象経費に1,000円未満の端数があるときは、当該補助対象経費はこれ を切り捨てた額とする。
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、アスベスト含有調査事業を行う建築 物1棟につき25万円を限度とする。

(補助金交付申請)

- 第7条 補助対象者は、含有調査事業の契約及び着手前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 建築物の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類

- (2)補助対象建築物の所有者全員の合意があることを証する書類(区分所有 法第3条に規定する団体からの申請を除き、補助対象建築物が共有物で ある場合に限る。)
- (3) 区分所有者の集会等において、当該事業を実施する決議がなされたことを証する書類(区分所有法第3条に規定する団体からの申請に限る。)
- (4) 位置図、配置図及び調査箇所を確認できる平面図
- (5) 設計図書等がある場合は、調査箇所の仕様を確認できる書類
- (6) 建物の全景及び調査箇所の状況を確認できる写真
- (7) 分析調査機関の調査仕様書
- (8) 見積書の写し
- (9) 第5条第1号に規定する機関であることを証する書類
- (10)委任状(代理者が申請する場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助対象は、補助金交付申請書の取下げをするときは、速やかに補助金交付申請取下届出書(様式第2号)を提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査を行い、申請内容が第3条から第5条までに規定する条件に適合していると認めたときは、当該補助対象経費に係る補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定書(様式第3号)により補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、含有調査事業に係る事業の内容を変更しようとするときは、事業の内容変更申請書(様式第4号)に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、速やかに審査を行い、事業の変更内容が第3条から第5条までに規定する条件に適合していると認めたときは、事業の内容変更承認通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(申請額の変更)

- 第10条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、含有調査事業に係る補助金の交付の申請額を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書(様式第6号)に当該変更に係る書類を添付して市長に提出し、承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合においては、速やかに審査を行い、変更後の内容が第3条から第5条までに規定する条件に適合していると認めたときは、当該補助対象経費に係る補助金の交付を決定し、補助金交付変更決定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。 (事業の中止又は廃止)
- 第11条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、含有調査事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業の中止(廃止)申請書(様式第8号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。(実績報告等)
- 第12条 補助対象者は、含有調査事業の完了後速やかに、実績報告書(様式 第9号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。
  - (1) 分析調査機関が発行した分析調査結果報告書
  - (2) 含有調査事業の実施に係る契約書及び請求書又は領収書の写し
  - (3)調査箇所の採取中及び採取後の現場写真
- (4) 委任状(代理者が報告する場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認めた書類
- 2 前項の報告書は、事業完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は含有調査事業完了前においても、補助 事業者に対して、当該事業の計画又は施工の状況等に関する報告を求め、又 は必要な助言又は勧告を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、速やかに審査を行い、含有調査事業が適正に行われたと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第14条 補助対象者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

- 第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
  - (2)補助金を目的外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 定められた期限までに書類を提出しなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の取り消しは補助金交付決定取消 通知書(様式第12号)により行い、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合に おいて、既に補助金が交付されているときは期限を定めてその全部又は一部 の返還を命じるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の返還を命じるときは、アスベスト含有 調査事業補助金返還請求書(様式第13号)を、補助金の交付を受けたもの に通知するものとする。

(書類の整備等)

第17条 補助対象者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び 書類を備え付け、事業の完了後5年間、関係書類とともに整理し、保管しな ければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定めるものとする。 附則

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成28年11月1日決裁)
- この要綱は、平成28年11月1日から施行する 附 則(平成29年4月3日決裁)
- この要綱は、平成29年4月3日から施行する 附 則(平成30年10月23日決裁)
- この要綱は、平成30年10月23日から施行する 附 則(平成31年4月1日決裁)
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する 附 則(令和2年3月5日決裁)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する 附 則(令和3年4月1日決裁)
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する